

## 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく行政処分の実施に関する要領

(平成19年3月26日 環境局長決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）に基づく行政処分の実施及び行政処分を行った事実等の公表に関して必要な事項を定めることにより、行政処分の公正かつ適正な執行を図るとともに、自動車リサイクル行政の一層の透明性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、法、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業・環境省令第7号。以下「省令」という。）の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録業者 本市における法第2条第11項に規定する引取業者及び同条第12項に規定するフロン類回収業者
- (2) 許可業者 本市における法第2条第13項に規定する解体業者及び同条第14項に規定する破砕業者
- (3) 関連事業者 登録業者及び許可業者
- (4) 行政処分 次に掲げるものをいう
  - ア 法第20条第3項に規定する命令
  - イ 法第51条第1項又は法第58条第1項に規定する登録の取消し
  - ウ 法第51条第1項又は法第58条第1項に規定する事業停止命令
  - エ 法第66条又は法第72条に規定する許可の取消し
  - オ 法第66条又は法第72条に規定する事業停止命令
  - カ 法第90条第3項に規定する命令
- (5) 違反行為 法又は法に基づく処分に違反する行為
- (6) 法令 法、政令及び省令

### (違反行為の確認)

第3条 市長は、本市内で違反行為があると思われる場合又は関連事業者が市外で違反行為を行ったと思われる場合は、次の各号に掲げる方法により違反行為の事実確認を行う。

- (1) 法第130条第1項若しくは第2項に規定する報告徴収又は口頭による報告徴収
- (2) 法第131条第1項に規定する立入検査

- (3) 法第125条第2項に規定する意見聴取
- (4) 法第127条に規定する照会又は協力要請
- (5) その他違反行為を行った関連事業者等から提出された書類等

(行政処分の対象)

第4条 市長は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる場合には、速やかに行政処分を行う。

- (1) 関連事業者が違反行為をした場合、他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆した場合、又は他人が違反行為をすることを助けた場合
- (2) その他、行政指導では法の目的を達成することが困難であると認められる場合

(行政処分の基準)

第5条 関連事業者に対する行政処分は、別表1及び別表2の左欄に掲げる許可の取消し等の要件に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。

(行政処分の加重)

第6条 市長は、前条の規定により事業の停止を命ずる場合において、関連事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、別表1及び別表2の右欄に定める停止を命ずる日数に2を乗じた日数まで加重することができる。

- (1) 違反行為をした登録業者が、過去2年以内に、違反行為を行い事業の停止命令の処分を受けていた場合
- (2) 違反行為をした許可業者が、過去5年以内に、違反行為を行い事業の停止命令の処分を受けていた場合
- (3) 違反行為により生活環境の保全上支障が生じ、又はそのおそれが特に重大であると認められる場合

2 市長は、前項の規定に関わらず、前項各号の規定により算定した日数が60日となるときは、その登録又は許可を取り消すことができる。

3 違反行為が別表1又は別表2左欄に定める事業停止命令の処分要件の2以上に該当する場合は、当該処分要件に係る事業停止日数のうち最も重い処分日数に2分の3を乗じた日数又はそれぞれの違反行為に対応する当該処分要件に係る事業停止日数の合算した日数のいずれか少ない日数とする。

(行政処分の減輕)

第7条 市長は、第5条の規定により行政処分を行う場合において、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、別表1及び別表2の右欄に定める処分を減輕することができる。

- (1) 改悛の情が顕著であり、かつ、違反行為について自主的な改善措置を講じた等情状に酌量すべき余地があると認められる場合
- (2) その他減輕するに足る相当の理由があると認められる場合

(行政処分の手続)

第8条 市長は、行政処分の手続きを、「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について」（平成17年5月9日付 経済産業省製造産業局自動車課、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室発事務連絡）に規定する手順により行う。

- 2 当該処分対象者が他の行政処分庁から登録又は許可を受けている場合には、市長は、必要に応じて、関係する他の行政処分庁と行政処分の内容及び時期について協議する。

(行政処分の確認)

第9条 市長は、この要領に基づき行政処分を行った場合には、法第131条第1項の規定に基づく立入検査を行い、当該処分が遵守されていることを確認する。

(告発)

第10条 市長は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、原則として、行政処分と併せて刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づく告発を行う。

- (1) 行政処分により法の目的を達成することが困難であると認められる場合
  - (2) 当該関連事業者が、第3条第2号に規定する違反行為の事実確認目的の立入検査又は前条に規定する行政処分の遵守確認目的の立入検査を拒否、妨害及び忌避した場合
  - (3) 当該関連事業者が、行政処分の内容に違反する行為を行った場合
  - (4) その他市長が必要と認める場合
- 2 市長は、告発を行う場合には、告発事実の内容、法の適用並びに告発までの経過及び措置を記載した書面に証拠資料その他必要な書類を添付して、違反行為が行われた場所を所轄する警察本部長又は警察署長に告発する。

(行政処分の公表)

第11条 市長は、第2条第4号イからオまでのいずれかの行政処分を行ったときは、次に掲げる事項を公表する。ただし、当該事実に仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、当該情報を公表しないものとする。

- (1) 行政処分の対象者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事業所

の所在地)

(2) 行政処分を行った日 (以下「処分日」という。)

(3) 行政処分の内容

(4) 行政処分の根拠法令

(5) 行政処分の原因となった事実

2 前項の規定による公表は、仙台市のホームページに掲載する等、適切な方法により公表する。

3 第1項の規定による公表の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

ただし、行政処分を行った時点において、当該処分の対象者が警察による捜査の対象となっていることが判明した場合には、警察と協議のうえ、公表の時期を定めるものとする。

(1) 登録の取消し 処分日の翌日から起算して2年が経過する日までの期間

(2) 許可の取消し 処分日の翌日から起算して5年が経過する日までの期間

(3) 事業の停止 処分日から当該処分の履行期間が満了する日までの期間

(関係機関への通知等)

第12条 市長は、登録業者に対し、第2条第4号イ又はウの行政処分を行った場合は、都道府県、保健所設置市及び財団法人自動車リサイクル促進センター (以下「関係機関」という。) にその事実を通知する。

2 市長は、許可業者に対し、第2条第4号エ又はオの行政処分を行った場合は、関係機関にその事実を通知する。

3 前項の規定のうち、その行政処分の内容が許可の取消し処分である場合は、市長は、環境省へ報告する。

(運用)

第13条 この要領の実施に関して必要な事項は、環境局廃棄物事業部廃棄物指導課長が定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

## 別表 1

## 登録業者関係

登録の取消し等の要件	処分内容
不正の手段による登録（法第51条第1項第1号又は法第58条第1項第1号）	登録取消し
登録基準不適合（法第51条第1項第2号又は法第58条第1項第2号）	登録基準に適合するまでの間 事業停止 改善が不可能な場合は登録取消し
欠格要件に該当（法第51条第1項第3号又は法第58条第1項第3号）	登録取消し
使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（法第122条第11項）	登録取消し
事業停止命令違反（法第51条第1項第4号又は法第58条第1項第4号）	登録取消し
引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（法第20条第3項）	登録取消し
移動報告に関する命令違反（法第90条第3項）	登録取消し
業廃止・変更届出義務違反（法第46条第1項、法第48条第1項（法第59条において準用する場合を含む。）又は法第57条第1項）	事業停止30日
報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（法第130条第1項）	事業停止30日
立入検査拒否・妨害・忌避（法第131条第1項）	事業停止30日
標識の表示義務違反（法第50条（法第59条において準用する場合を含む。））	事業停止10日
その他の違反行為	事業停止10日

別表 2

## 許可業者関係

許可の取消し等の要件	処分内容
使用済自動車一般廃棄物の委託基準違反（法第122条第11項）	許可取消し
事業停止命令違反（法第66条第1号（法第72条において準用する場合を含む。））	許可取消し
破砕業の無許可変更（法第70条第1項）	許可取消し
引取り、引渡し、再資源化に関する命令違反（法第20条第3項）	許可取消し
移動報告に関する命令違反（法第90条第3項）	許可取消し
全部利用者への引渡し書面の保存義務違反（法第16条第5項（法第18条第8項において準用する場合を含む。））	事業停止30日
業廃止・変更届出義務違反（法第63条第1項、法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）又は法第71条第1項）	事業停止30日
報告の徴収における報告拒否、虚偽報告（法第130条第1項）	事業停止30日
立入検査拒否・妨害・忌避（法第131条第1項）	事業停止30日
標識の表示義務違反（法第65条（法第72条において準用する場合を含む。））	事業停止10日
その他の違反行為	事業停止10日
他人に対し違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき（法第66条第1号（法第72条において準用する場合を含む。））	当該違反行為と同等の処分
不正の手段による許可取得（法第66条第2号（法第72条において準用する場合を含む。））	許可取消し
許可基準不適合（法第62条第1項第1号又は法第69条第1項第1号）	許可基準に適合するまでの間 事業停止 改善が不可能な場合は許可取消し
欠格要件に該当（法第62条第1項第2号又は法第69条第1項第2号）	許可取消し